

「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」（中間案）に対する意見と県の考え方について

- 1 意見公募期間：令和6年10月11日から令和6年11月9日まで（30日間）
- 2 意見数：10件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	4件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	3件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	3件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	0件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	0件
合計	10件

○主な対応状況

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
1	P26 第4 基本的施策 1-1-1 水産資源の維持 及び増大	遊漁が水産資源に与える影響は大きいと考えられる。適切な資源管理や漁場利用に向け、遊漁者についても一定の制限が必要であることから、漁業者と遊漁者との調整をしっかりと図っていく方針を記載されたい。	①	いただいたご意見をふまえ、【資源管理関係】において、漁業者と遊漁者による協議や遊漁者へのルール等の周知について、水産資源の持続的な利用の観点を追記し、記述を整理します。
2	P28 第4 基本的施策 1-1-1 水産資源の維持 及び増大	栽培漁業については従来の魚種だけでなく、近年増加傾向にある魚種や近年の海洋環境の変化に合わせた魚種など、新たな対象種についても検討する旨を記載されたい。	①	いただいたご意見をふまえ、【栽培漁業関係】において、気候変動や黒潮大蛇行に伴う高温化など、海洋環境の変化に対応した栽培漁業対象種の選定についても検討していくことを追記します。
3	P26 第4 基本的施策 1-1-1 水産資源の維持 及び増大 P43 第4 基本的施策 1-3-2 水産動植物の生 育環境の保全、 改善及び創造	種苗放流とあわせて、海況調査や漁場改善についても行政の取組が必要である。	②	いただいたご意見については、1-1-1水産資源の維持及び増大【研究関係】において、調査船等による定期的な海況調査を実施することとしています。また、1-3-2水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造において、藻場・干潟等の造成、漁業者等による漁場保全活動への支援、流域下水処理場の栄養塩類管理運転の実施等に取り組むこととしています。

番号	中間案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
4	P28 第4 基本的施策 1-1-1 水産資源の維持及び増大	栽培漁業について、これまでの放流効果の検証を行い、効果の高い魚種を重点的に放流してほしい。	②	いただいたご意見については、【栽培漁業関係】において、栽培漁業対象種の放流効果把握のための調査手法の検討や調査実施の体制強化等に取り組むこととしています。
5	P31 第4 基本的施策 1-1-2 競争力のある養殖業の構築	高水温化等の海洋環境の変化には今後も改善の見込みがないため、気候に左右されにくい陸上養殖をめざすべき。陸上養殖には、海洋環境の変化への対応に加えて、荒天等に左右されず、安定生産・安定収入につながる可能性がある。	②	いただいたご意見については、展開方向において、地域の意向をふまえた陸上養殖の推進等に取り組むこととしています。
6	P31 第4 基本的施策 1-1-2 競争力のある養殖業の構築 P44 第4 基本的施策 1-3-2 水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造	水産動植物を増大させるには海の栄養源である窒素、リンを大幅に増加させることが重要であることから排水基準の大幅な緩和策を国等に提言すべきである。	③	県では、「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向け、県管理の流域下水処理場における栄養塩類管理運転の実施とその効果検証に取り組んでいるところです。現在の管理運転の検証結果などをふまえて、排水基準の緩和などの施策について、国等と協議してまいります。
7	P33 第4 基本的施策 1-2-1 多様な担い手の確保及び育成	漁業経営の持続的な安定が、漁業の持続と後継者の育成につながると思うので、漁業経営の安定策についての記述が必要。例えば熊野灘地域については、魚類養殖、定置網、刺網等各種漁業が行われているが、小規模である。経営安定化のために法人化と言われるが実現は難しい。逆に小規模経営をメリットと捉え、経営安定の持続ができないか。経営の多角化、複合漁業、地域における小規模漁業者同士の連携等、三重県スタイル確立の記述ができないか。	①	いただいたご意見をふまえ、1-2-1多様な担い手の確保及び育成において、経営体の育成を通じた新規就業者の確保について、複合経営化や生産性向上等の促進を追記し、記述を整理します。
	P35 第4 基本的施策 1-2-2 安定した経営体の育成		②	また、1-2-2安定した経営体の育成において、経営基盤の強化に向けて、付加価値の高い魚種への転換、協業化・複合経営化などの支援に取り組むこととしています。
8	P37 第4 基本的施策 1-2-3 水産業協同組合の経営の安定	漁協合併については、現状の体制維持を望む組合員が多く、漁協の経営を改善する方向に向かわないことも多い。 また、合併の際に存続側となる漁協が吸収される漁協の経営改善や不要施設の整理を合併前に求めることがあるが、水揚げの少ない地区ほど施設のメンテナンスの要望が強い。	③	県では、各漁協が将来にわたって経営安定に必要な組織規模を維持できるよう、組合員の皆様の意見を十分に聞き取りながら、自発的な合併や解散漁協の組合員の引き受けに向けた支援をしております。 また、漁協が漁業者の協同組織としての役割を果たしていけるよう、漁協の経営合理化や事業の強化・充実を支援してまいります。

番号	中間案での 該当箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する考え方
9	P43 第4 基本的施策 1-3-2 水産動植物の生 育環境の保全、 改善及び創造	アワビをはじめとする水産資源の生育場として重要な藻場の減少が進んでいる。高水温に強い海藻を対象とするなど、効果的な藻場造成を進めることを記載された。	①	いただいたご意見をふまえ、展開方向において、高水温耐性や早く成熟するなどの特長を持つ海藻の分布状況を調査し、それらの海藻類の藻場造成への活用について検討を進めることを追記します。
10	P45 第4 基本的施策 1-3-3 活力ある漁村の 構築	係留する漁船が少なくなり、プレジャーボートの係留に支障がなくなっている漁港も多い。漁協の経営が厳しいなら、プレジャーボートの係留場所を提供し、行政と連携しながら組合経営の改善を図ってはどうか。漁業の操業場所、時間等をプレジャーボートの所有者に周知すれば、海難防止にもつながる。	③	県では、地域の資源や漁港を最大限に活かす「海業」の取組を促進することとしており、この中で、プレジャーボートの係留をはじめ、余暇活動に訪れる方々を受け入れる漁協等の取組を支援してまいります。